国衙領における領主制の形成

大山喬平

【要約】鎌倉時代の一時期に、若狭国で明らかにされるごとく、中世の国衙領は荘園とならんで広大な領域を占めていた。この広大な国衙領は平安末期以来、旧来の徴税領域たる「郷」が解体し、あらたに「別名」が広範なる成立をみせて、それ自体大きな変貌をとげていた。「別名」の形成により、その領主達の領内農民に対する「勧農権」の行使が体制的に確認されるにいたり、時代の進展とともに鎌倉時代の初頭をすぎれば、この勧農権が下地進止権へと継承転化されていくのである。かくして別名の形成とは領主制の生誕を具体的に示すものにほかならぬのであるが、さらにこれは、国衙の各構成員達が、平安末期にそれぞれの職掌に従つて国衙の体制を変換させつつ旧来の郷を分割し、数多くの在庁別名を成立させたことによつて、国衙領そのものが体制的に封建的構成へと一定度の傾斜をとげるきつかけともなつたものである。

はじめに

日本における封建制の形成過程を究明していくうえで、平安末期の国衙権力と国衙領の変質過程の追究は漸次重要性をましつつある。そこでは研究史上のかつての一時期のごとく、国衙をたんに封建制成立の障害とし、これをあくまで古代的とのみ画一的に把握しつつ、そこに内在する諸矛盾の結果としてひきおこされる国衙自体の一定度の変質に目をむけないという分析方法はもはや許されないであろう。以前の分析の仕方は、封建制形成過程にみられる王権の歴史的役割を正当に評価する道をとざしてしまう危険をはらんでいるといえよう。そしてさらに領主制の形成過程を古代家族の展開過程という極限された狭い枠内に矮小化してしまう分析視角は、封建的土地所有の形成過程に内在

する問題をあいまいにし、これを正面からとりあつかわない結果をまねいているといえないだろうか。国衙領における別名の一般的形成を論じて、そこに領主制の形成とあわせて国衙領の封建的構成への全体制的な傾斜をみようとした本稿は、以上のごとき点を考慮しつつ日本における封建制形成の一観点を提示しようとしたものである。平安末期以来、広範に成立してくる領主制が領内に対するいかなる権限と役割を果しつつ、その成長をとげていつたかは未解決の問題を多くのこしている。本稿でとりあつかう「別名」はみずから中世所領化しようとする郷などと共に領主制展開の舞台をなしたものである。中世社会における荘園と国衙領の具体的な田数比、国衙領内における郷と別名の対応関係、さらにこれを統轄する権限を本来的に有した国衙機構と在地に成立する領主制との相互関連等、追究すべき問題は数多く残されているといえよう。

一　郷と別名

ここで考察する「別名」とは「別符の名」のことである。「別符」が「名」であつたことは常陸国吉田郡にあつて「件別符停止則頼之執行、為倉員之名田」といわれていることから明らかである。[1]「別名」にはまた「保」が存したことは丹波国大山荘において「於米光保者、所申請別名也」といわれていることからもしられる。[2]「別符」は従来「別符の保」について考察される事例が多いが、私は「別符」を総称しうるものは「別名」であると考える。後にのべるように「別符の保」は「別名」の一類型である。

別符についての先学の説明は「別符墾田の謂で、荘田の中にも別異の符宣を以て、賜与聴許せられたる私墾を云う」（吉田東伍氏）[3]、「別符というのは本荘の公験に準拠して国司のはからいで成立した荘園地のことである」（西岡虎之助氏）[4]、「荘園を国郡司側が取戻した時に、之を一般の公領とせず、保と称する別符の地として、保司を置いて国衙領内の特別区域とした」（清水三男氏）[5]等が存している。吉田氏と西岡氏の説明は、荘領の別符に対する言及であつて、現在ではもはや不充分であり、清水氏は国衙領における別符に言及されてはいるが、これとても荘園の先行があつたうえでの別符が問題にされるにすぎない。平安末期には、純然たる国衙領内部においても、別符が成立する一般的条件

が成熟しつつあつたと考えられるから、清水氏は別符成立の一経路を説明されたにすぎないのである。以上述べたように、別符に関する先学の説明は、かならずしも充分であると云いがたいが、それらの諸見解から、すくなくとも別符が特別の符宣をもつて成立せしめられた特別区域を示す、という事実を結論的に引き出しうると思う。かかる別符＝別名について、若狭国を主な例証としながら、より具体的に考察を加えることにしよう。

中世における若狭国の土地所有関係を明らかにするうえで、別名の考察は欠くことのできないものである。文永二年に作成された若狭国惣田数帳＝大田文[6]はこの点できわめて大きな史料的価値を有するものがある。鎌倉時代には、このような大田文が各国で作成された模様であるが、現存のものはきわめて少いという関係から、この大田文によつて知りうる若狭国の事態は、鎌倉時代の全国的な社会関係を考察するうえで一つの明確な基準を与えうるものと考えられるのである。

中世における若狭国の一断面を一国的規模のもとに伝えてくれるこの大田文も、現在残つているものは後世の写しである関係上、写し誤りが相当に存し、虫喰の部分も混つていてその完全な復元は相当に困難である。ただ各所領について、さまざまの角度から各構成部分のこまかい田数・斗代・所当米等を記し、かつその総計を算出しているので、それらを照応せしむることによつて不用意な写し違いを相当程度訂正することができ、また全体の構成も誤りなく読みとることができる。詳細な計算過程は省略し、完全に無視しうるような小さな数字上の誤差は計算に入れないで、その結果だけを示すと大田文は若狭国惣田数を第一表のごとく分類している。大田文は、この分類に続いて応輸田の所当米の総額ならびに斗代別累計を記したのち、青郷以下六七所領についてさらにくわしい内容を記していて、この部分が大田文の中心部分をなしている。

さて、第一表のうち、なお疑点の存するのは本庄の構成である。賀茂庄以下五庄二郷の田数は、どのような組み合せで再構成しても本庄の田数と根本的に喰い違つており、転写の際に大きな誤りをおかしたとしか考えられない。ただ本庄と新庄の合計が庄田であることに誤りは存しないから右の欠陥も大田文の若狭国惣田数の分類自体に影響する

第一表　　大田文の所領分類

- 2217.6①（惣田数）
  - 1574.1②（除田）
    - 603.8（庄田）③
      - 129.1（本庄）④……賀茂庄以下5庄2郷
      - 474.7（新庄）⑤……立石庄以下11庄
    - 153.4（便補保）⑥……国富保以下6保
    - 136.2（山門沙汰）⑦……得吉保以下9所
    - 83.3（薗城寺沙汰）⑧……玉置郷以下3所
    - 17.9（西津庄）⑨
    - 2.8（田井浦）⑩
    - 38.6（津々見保）⑪
    - 537.6（不輪田）⑫
  - 643.5⑬（応輪田）

備　考　田数の単位は町。歩以下は切捨。

①②……　…は大田文の記載順を示す。

ものではない。さて、ここに、山門沙汰・薗城寺沙汰が庄田・便補保から独立して別個に記載されているのは、この両荘園領主の保持する田数が他の荘園領主にくらべ、若狭国において卓越した地位を保持したためであると考えられ、この両寺の所領も性格のうえから云うならば庄田・便補保のいずれかに含みこまれるべきものであつたと考えられる。西津庄・田井浦・津々見保についてもそれぞれ特殊事情が存したようであるが、当面の分析だけから云えば、一応これも前のものと同系列の所領と考えて差支えないであろう。⑦

最後に不輪田と応輪田とが残つたが、両者は文字通り相対応すべきものである。そして両者の性格は、大田文の中心をなす部分、すなわち先に述べた青郷以下六七所領の記載と対応させてはじめて正確に理解できる。つまり、第一表の不輪田とは、この青郷以下六七所領のうちにばらばらにふくまれる不輪田をすべて抜き出し、整理分類して除田の項の最後に付したものであり、応輪田とは同じく青郷以下六七所領に含まれる定田の総計にほかならない。⑧つまり、庄田・便補保・山門沙汰・薗城寺沙汰・西津庄・田井浦・津々見保の各所領を一括して、ひろい意味での荘領とする

ならば、応輸田と不輸田はそれらに対応するものとして若狭国の国衙領を構成していたのである。以上によつて、大田文にみる若狭国の荘園と国衙領をほぼ類別しえたと考える。その結果、荘園一、〇三六町余に対して、国衙領一、一八一町余という中世若狭の一時期における荘園と国衙領の田数比を基本的に確認しうるのである。もちろん、後にもふれるように国衙領の荘園化は、なお部分的に進行したことが明らかであり、右の事実を固定化して考えるわけにはいかないが、それでもなお右にみる事態はわずかながら国衙領の田数が荘園を圧していることを見落しえないのである。以上の事実からすくなくとも中世の国衙領をたんに荘園体制の付属物のごとくあつかう一般的通念は、すでに指摘されているようにあらためて考えなおさねばならないであろう。

若狭国大田文を作成した目的は、大田文の中心をなす部分、すなわち青郷以下六七所領にわたる若狭国の全国衙領を実検し、応輸田と不輸田を算出して、それぞれの斗代に従つて総額一、九五五石余にのぼる所当米を一国的規模において確保することにあつた。かかる収取を実現する権限を本来的に有した国衙機構の存続と、これを継承していつた守護所のうごきは、守護領国制展開の基本コースをなしたと考えられるのであるが、かかる実検の対象となつた若狭国の国衙領は、すでに何度も述べたように青郷以下六七所領から成つている。それらの内訳をみると郷・保・名・浦・出作・加納・寺・社・宮等きわめて種々雑多な名称の所領がならんでいることにまず注目される。大田文はこれらの各所領ごとに全田数・除田・定田（＝応輸田）を確定し、定田の各部分の斗代に応じて所当米の賦課額を算出し、もつて収取の基礎にしたのである。これら六七の各所領は、以上のようにそれぞれについてその所当米が算出されていることからわかるように、たがいに別個の徴税領域を構成したことをまず確認しなければならない。

若狭国の国衙領六七所領の性格は以上のごとく、たがいに相並列する国衙の徴税領域をなしたのであつたが、ただそれらは歴史的発展の所産として相互に一定の関係を内包していることも見落しえないところである。例を富田郷と千与次名にとつて考えてみよう。

(A)富田郷　百廿八町七反七十歩

除　百廿二町三反百八十歩
寺田　五町八反八十歩
（寺田内訳省略）
神田　十四町壱反二百九十歩
（神田内訳省略）
別名九十五町五反　除名々寺社田定
千与次名　一町四反五十歩
武延名
（以下別名内訳省略）
河成　五反卅歩
不作　六町三反四十歩
定田　六町三反二百五十歩
所当米　四十壱石五斗五升二合二勺二才

(B)千与次名　六町二反三百廿歩
志万郷　二町八反
富田郷　壱町四反五十歩
西郷　二町二百七十歩
除　二町五反九十歩
（除田内訳省略）
定田三町七反二百卅歩
所当米廿四石三斗九升

右の富田郷は、六七所領の記載順から云うと九番目、千与次名は同じく一四番目の所領である。富田郷除田のうち、寺田・神田・河成・不作の各項、それに千与次名の除田はそれぞれ省略した部分を含めてくわしく書き抜かれ、第一表に記した大田文巻頭の不輸田の項におのおの分類再録されていることはすでに述べたとおりである。ところが同じく富田郷の除田にありながら別名だけは事情が別であつて、これは不輸田の部分をいくらさがしてもでてこない。このことは別名が、富田郷の除田でありながら、それがただちに国衙の不輸田ではなかつたことを示すものにほかならない。たとえば富田郷の除田である別名のうち「千与次名一町四反五十歩」がふたたびでてくるのは、独自の国衙領をなす千与次名六町二反三二〇歩の一構成要素として記載される「富田郷壱町四反五十歩」なのである。つまり、富田郷と千与次名という若狭国国衙領の二つの独立した徴税領域の記載を比較対照することによつて、富田郷の除田（＝別名）一町四反五〇歩が、志万郷・西郷の除田（＝別名）とと

もに独自の応輪田をもつ国衙領である千与次名六町余を構成した事情を容易に知りうるのである。

以上述べたように若狭国国衙領六七所領のうちには千与次名のごとき別名と、富田郷のごとき非別名とが存して相互に関係しあつていたことが確認されるのである。それと同時に千与次名のごとき別名の成立が、富田郷のごとき所領の分割を意味したことと、この分割によつて国衙領の所当米が富田郷等を通すことなく、新たに成立した別名を通して収納されるように変化したことが明らかである。たとえば、六七所領中に含まれる太良保の保司職補任状に「別納之地」として保務を行うべきことを規定しているのはこれを示している。[9]

しからば、別名にはどんな所領が存したであろうか。先に末光保が別名と称された事例を指摘したが、富田郷についてみると別名九五町余は、千与次名に続いて武延名・今富名・武成名・常満保・細工保・清貞名・是光名・正行名・利枝名・沢方名・光里名・得永名・吉松名・時枝名・雑色名・国掌名・宮同松林寺・八幡宮・日吉社・賀茂社・相意発心寺・是永名・織手名の二四所領が順次記載されている。つまりここでは千与次名・武延名などの名のみならず、常満保・細工保などの保、宮同松林寺・相意発心寺のごとき寺、日吉社・賀茂社のごとき社、その他八幡宮などが一括してすべて別名の部類に入れられているのである。また富田郷の記載に「除名々寺社田定」とあるのは、前後の関係から、これら二四の別名の田数九五町余が河成・不作を含みこんでいるほかは応輪田のみからなり、名々の寺社田（＝不輪田）を除いた数値であることを意味したことがあきらかなのであるが、ここからみてもわかるように、これらの保・名・寺・社・宮等はことごとく「名」とも呼ばれうるものだつたのである。保や社寺ばかりでなく、志万郷においては賀尾浦・阿納浦などの浦が別名と記され、また東郷においては東出作のごとき出作田が別名となつている。さらに注目すべきは西郷四反余と一町四反余がそれぞれ東郷・志万郷において別名と記されていることであろう。後に述べる太良保なども、そのまま荘号宣旨をうけて太良荘になるのであるがやはり西郷と東郷の別名であると記載されている。したがつて、かの有名な太良荘などというのは、本来は一個の別名＝名にほかならないのである。すなわち

このことからもわかるように、荘園は名によつて構成され、名は荘園の下部構造であるといつた固定観念はあきらかに誤りである。荘園の内部にあつて荘園を構成したような名にのみ注目して荘全体が一個の名にもなりうるといつた事情をみおとすならば、全体的な名体制を理解しえないであろう。

富田郷と千与次名の例からも予想されるように、大田文の作成者は若狭国における各所領の歴史的成立事情を一応考慮しながら執筆を行つている。しかしながら大田文作成の趣旨から云つても各所領の成立事情を叙述することがその本来的目的ではないのだから、ここから所領変遷を読みとろうとする研究視角からすれば、大田文の記述は当然大きな制約を持つているのである。その具体的な例をまず正行名の記載から逆に考えてみたい。正行名三町七反余の記載には、これが富田郷・西郷・志万郷等から分立した別名であることが記されている。ところが、正行名にはその領主間に複雑な争いがあつたために、特に註記が加えられて、これが実際には是光名・利枝名・細工保などから分立して成り立つたものであることがさらに明らかにされている。正行名が富田郷・西郷・志万郷等の別名であるというのはこの名の直接の母胎であつた是光名・利枝名・細工保等がさらにまた富田郷以下の別名であつたためにほかならない。つまり正行名については、たまたま事情があつてその複雑な成立事情が註記されたのであるが、一般の所領についてはかかる註記がなく、ただ本来の所領形態とその最終の到達点のみが記されるのみであつてその間の経過はあきらかにされていないのである。大田文の史料的制約を考えるうえで参考になるいま一つの事例は三方郷と能登浦の関係である。大田文作成者は「能登浦三町四反」を記載するに際して、その内訳を「即浦壱町三反・三方郷二町壱反」と記している。合計して三町四反である。「即浦」とは浦自身、つまり最初からの能登浦という意味であり、ここでは能登浦一丁三反が最初から三方郷とは別個に存し、近来あらたに三方郷の田地二町一反が加えられて能登浦三町四反が成立したという表現をとつている。ところが三方郷の記載をみると、その除田（＝別名）のところに「能登浦三町四反」となつていて、先のような表現にもかかわらず、能登浦全体がもともと三方郷にふくみこまれていたことを明示し

ている。この両者の表現にある矛盾からただちにわかるように、大田文作成者が所領の成立事情を一応考慮しているとはいうものの、その時期区分の基準はきわめて便宜的なものであり、決して厳密なものでなかつたことが明らかである。三方郷と能登浦にあつては、両者の喰い違いによつて、能登浦の成立に少くとも二つの段階があつたことを知りうるのであるが、もし大田文作成者が三方郷を記載するに際しても、能登浦を記載したときに用いたのと同じ基準で時代を区分していたならば、別名能登浦全体の成立事情は遂に表現されずにおわらざるをえなかつたのである。ここから考えて大田文の別名のうちにはその成立事情が本来の所領とたちきられて不明になつているもののあることが予想される。説明がやや煩雑になつたが、大田文を分析するにさいしては以上二例をあげて考察したような制約が実際に存することを考慮しなければならないのである。ただしかしながらこの大田文は、作成者が国衙領におけるかぎり、各所領の成立事情を一応考慮しつつ一国的規模でもつて執筆したというみのがしえない利点を現実に有しているのである。

大田文作成者が意識して用いた記載様式の二類型をここでは便宜上、(A)郷型記載と(B)別名型記載となづけて区別することにする。それぞれの実例は、先に引用した(A)富田郷と(B)干与次名にみられるものである。郷型記載の特徴は、その除田のうちに別名を含むことにある。ただし、除田内部の構成が比較的簡単で、その各構成を神田・寺田以下の項目に再分類する必要を認めなかつた所領にあつては神田・寺田等とともに、「別名」という具体的な表現を欠いている。しかしその内実が別名であるか否かを判断するのはそれが神田であるか寺田であるかを読みとるのと同じく、全く簡単である。逆に別名型記載の特徴は、その田地全体にわたつて、成立母胎の所領名を明示し、次に除田の執筆にうつつていることにある。つまりこの記載にあつては、その所領全体が他所領の別名であることが記されるのである。但し、この場合も別名の母胎になつた所領が単一のさいには、自明のこととして、ここのところの記載を欠かす事例が多い。ただこれも、形成母胎にあたる所領の除田(＝別名)の記載によつて、その別名たることが明らかなものが多く、これらは本来ならば、この記載があるべき筈の

ものとしてこの類型に入れる。若狭国国衙領六七ヶ所の相当に複雑な記載も、右のような基準を立てることによつて、ほぼ次のように分類することができる。郷型記載の所領はみずからのうちに別名を成立せしめたことが明らかであり、別名型記載の所領は逆に、その全田数が他所領から分離した別名であることにその特徴を有するものである。

〔郷型記載〕

郷　青郷・佐分郷・富田郷・志万郷・西郷・東郷・三方郷

保　青保・鳥羽上保

〔別名型記載〕

保　常満保・細工保・開発保・栗田保・太良保・松永保

名　重国名・岡安名・秋里名・千与次名・武延名・今富名・武成名・清貞名・是光名・正行名・利枝名・沢方名・光里名・得永名・吉松名・時枝名・雑色名・御厩名・国掌名・七郎丸名・相意名・是永名・安行名・四郎丸名・織手名・吉末名・犬丸名

浦　恒貞浦・友次浦・賀尾浦・能登浦・三方浦

寺　妙法寺・宮同松林寺

社（宮）　日吉社・賀茂社・八幡宮

その他　東出作・佐古出作・多鳥田

〔不明〕

郷　本郷・耳西郷

保　宮河保・新保・鳥羽下保

浦　阿納浦・日向浦・丹生浦

その他　加斗加納・三方新御供田・志積田・馬背片波

以上、国衙領六七所領のうち五五所領でたしかめうる大田文記載の二類型を分類すると、郷の七所領はすべて郷型記載を示し、保の八所領のうち二所領は郷型記載、六所領は別名型記載であり、その他の所領は名の二七所領、浦の五所領等を含めてすべて別名型記載になつている。不明の一二所領については先にみたような大田文記載の制約から各所領の成立事情が表現されないでおわつたものの多いことが考えられるのであるが、郷以外で郷型記載に含まれうるものは保のみであるという右の結果からみて、阿納浦・日向浦・丹生浦・加斗加納・三方新御供田・志積田・馬背片波の七所領が別名であること、本郷・耳西郷の二所領が郷型に入りうるものであつて、その逆ではありえないことが考えられるのである。保の三所領については一応保留にしてお

く。

以上、大田文作成者の考慮にしたがいつつ国衙領六七所領を成立事情によつて分類し、かつできるかぎりの推定を加えて来た。しかしながらこの分類は大田文作成者の考慮した基準があくまで基本であつて、それに多少の技術的操作を加味したにすぎない。ここでさらに大田文作成者の考慮そのものの限界を考えるとき、郷型記載に属する二所領の保と不明のまま保留にした三所領の保については、その成立が相当にふるく、したがつて大田文作成者が別名型記載をとる必要を認めなかつたか、もしくは、その便宜的な処理によつて別名型記載をしなかつたものと推定しておきたい。以上のように整理することによつて、若狭国国衙領におけるかぎり、旧来の郷と新しく成立して来た別名とをほぼ類別しえたと考える。大田文にみる国衙領六七所領には、旧来の郷の残存形態と、新しく成立した別名とがあいならんで含みこまれているのである。

① 仁平元年四月八日常陸国留守所下文(「平安遺文」二七二七号)。
② 康和四年八月一二日丹波国司下文(「平安遺文」一四九五号)。
③ 吉田東伍氏『庄園制度の大要』。なお、詳細には、池内義資氏「別符について」(経済史研究一八ノ二)を参照。
④ 西岡虎之助氏『荘園史の研究』上二七七頁。
⑤ 清水三男氏『日本中世の村落』六四頁。
⑥ 文永二年一一月日若狭国惣田数帳(東寺百合文書ュ三五)
⑦ 西津庄・津々見保については、大田文の朱註により、前者が高尾神護寺領、後者が関東一円領であつたことがわかる。また田井浦は、丹後国志楽庄に抑領されていたと註している。西津庄についてはともかく、津々見保・田井浦は荘領から除くべきであるかもしれないが、本文のように整理してもここでの結論には影響しない。
⑧ ただし、不輸田の一項目である神田のうち「安賀郷壱町三反」「安賀郷五反」の両者のみは、青郷以下六七所領の国衙領不輸田のうちに検出されない。それを除く不輸田五三七町余はすべて本文の通りである。
⑨ 暦仁二年一月日若狭国司下文(東寺百合文書ヒ一—三一)。

二　別名の成立

純粋に国衙領の内部のみに目をむけても、若狭国において旧来の郷の分割が進行し、別名の成立が広範にみられたことは以上の分類と考察により明らかである。そしてこれもすでに述べたとおり、大田文でみる限り旧来の郷も、新しく成立せしめられた別名も若狭国衙の徴税領域たること

においては何等変化がないのである。しからば国衙にとつて何故に徴税領域の再編が必要とされたのであろうか。公領制下の本来的徴税領域たる郷が存在するのに、国衙がわざわざ別名を設置し、もつて別名を通して収取を実現しようとした理由はどこにあつたのであろうか。

別名を設置するときにみられる一つの重要な現象に、荒田開発があげられる。例えば播磨国赤穂郡久富保は「至干作田者致領掌、於官物者為存公益」に郡司秦為辰が申請して荒井溝を修復したのだが、国衙は「荒野開発輩、可抽賞者也、無他妨永可領知之」との外題を与えている。[1] かくして秦為辰は久富保公文職幷重次名地主職のことを「件所帯名田畠桑原等者、開発之私領也」といいえたのである。[2] また嘉保二年に柏原牟田について「件牟田以先日紀弘任可開発之由、依申請、検田所可裁宛之由下知先畢（中略）。仍為別符可開作」とあり、[3] 仁平元年の常陸国吉田郡においては「件別符停止則頼之執行、為倉員之名田、古作弐町之上、可令開作新作弐町之由、請文顕然也、随又於後後年者、追年可加作之由、所申請也、仍就国益、停止彼則頼之沙汰、可為郡司名田」といつている。[4] 以上あげた二三の事例からだけでも別名の成立が荒田の開発という農業生産のもつとも基礎的な作業と深くかかわりあつていたことが明らかであろう。平安時代の後期にあつては、荒田の開発を申請によつて許可し、領内の沙汰を請負わす事例が、深く社会一般をとらえていたのである。そしてこのとき国衙領にあつて開発の申請者に与えられた領内の沙汰権が彼等にとつて私領とよばれるものの実体をなしたのであつた。律令制を組織した独自の官僚機構が優秀な鉄製農具を集中的に所有し、その威力でもつて条里制施行をおしひろげつつ自然を征服していつた時代はすでに遠く去つていた。農業の集約化はすでに社会全体を深くとらえ、これが新しい時代の傾向となり、農業経営と管理に習熟した在地の有力者が広範に立ち現れてきていた筈である。国衙がこうした農業生産の具体的な管理を「公益」「国益」等の名目で在地の有力者に委任しなければならないという事情が別名成立の底流をなすものであつたと考えられる。常陸国吉田郡において、則頼という旧来の名主が別符の沙汰人として古作二町を沙汰していたにもかかわらず、倉員があらたに新作二町を開発し、今後も追年加作すると申請したところ「国益」とい

う名目のもとに則頼の沙汰を停止せしめ、郡司倉員の名田たらしめたことは、右の事情を明確に示すものにほかならない。倉員はなるほど郡司ではあつた。そして、その開発にあたり彼が郡司としての地位と特権をどれだけ利用したかわからないが、彼は郡司としての公的立場からではなく、倉員個人として開発の請負者になり、したがつて倉員の名田＝私領が成立したのである。そこには律令制官僚機構が独自の公的機能を発揮するという側面はきえ、倉員の私的な側面が優越しているのである。播磨国赤穂郡司秦為辰が「始従去年廿日干今、件井溝を為宿所、未私宅罷帰、而尽五千余人々功者也」[1]といつて、寝食を忘れて開発現場の陣頭指揮にあたつた自分の功を誇り、国衙から「荒野開発輩、可抽賞者也」といわれてその領知を確認された同郡久富保にしても、郡司の私的な側面と、為辰のエネルギッシュな意欲と能力に期待した国衙のあり方をよく示すものであろう。為辰の修造した井溝について「件井溝雖有昔跡、破損之後不立申而経年序也」[5]といわれるごとく、これはかつて国衙がみずから築造し、荒野を開墾管理して勧農の沙汰を行つた公田が時代の変遷のうちに荒廃しさり、国衙が旧来の形態ではもはやこれを維持出来なくなつていたという事情の具体的表現にほかならない。現作田の荒廃化ということは、久富保ならずともこの時代に広範にみられた一般的な現象であつたと考えられるのであつて、このことは、農業技術水準の相対的な低さと、それにともなう農業経営の不安定さに基本的には規制され、さらに律令政治の弛緩によつて公民把握が行われなくなり、農民達が相対的に自由な地位を獲得していたことと深くかかわりあつている。律令制の官僚機構がその独自的な公的機能の発揮によつては、もはやそれを基本的に解決しえなくなつたときに、別名の成立が広範に展開するのである。律令制官僚機構の国家的な土地所有をその基礎で支えていたのは、官僚機構そのものの公的機能の発揮による農業生産の具体的な編成と遂行以外のなにものでもない。所有とは、つねに現実の生産労働によつて確認されなければ、みずからその基礎を薄弱にせざるをえない性格を本来的に有している。久富保における秦為辰の行為は、彼が当時の農業生産における労働の編成者であり、農業の再生産過程を灌漑施設の整備・保全等によつて具体的に保証しうる農業経営の組織者であつたこ

とをまざまざと伝えている。久富保にたいする彼の所有をその基礎から実現し支ええたものは、為辰の右に述べたごとき能力と行動にほかならないのである。

若狭国において成立した別名の一つである太良荘において、明らかにされる次のごとき事例は、封建的土地所有の形成を考えるうえできわめて示唆的である。太良荘では宝治元年に東寺雑掌定宴と地頭若狭忠季代定西法師が有名な相論を展開している。その一つは勧農をめぐる争いである。

一、勧農事。⑥

右対決之処、如定宴申者、当任之初延応元年、為令満作、預所下農料減斗代遂勧農畢。（中略）如定西申者、勧農事、本自不及地頭之沙汰、公文之計也。而請領家使所致其沙汰也。（中略）爰如定西所進年々勧農帳者、為保司計之由所見也。（中略）早停止地頭之違乱、斗代増減宜為保司之進止矣。

右の勧農権をめぐる争いが、両者の荘内支配にとつていかに重要な問題であつたかを、何よりも明確に指摘するものは、次にあげる正中二年の関東の地頭代官と東寺雑掌の同じく太良荘における相論である。

一、下地事。⑦

雑掌訴云、当庄者為本所進止之条、宝治元年十月御下知分明也。（中略○宝治元年一〇月下知状勧農事条）云々、非領家進止者、争為満作下農料可減斗代哉。就之停止地頭之違乱、斗代増減宜為保司之進止之旨　被載御下知之上者、下地進止之条有何不審哉。（下略）

つまり、宝治元年に太良荘の勧農権の帰属を規定した下知状の条項が、ずつと時代がさがつて正中年間には、下地進止権の帰属を表示するものとして新らしく解釈しなおされているのである。下地進止権というのは封建的土地所有権の最も完成された形態に近い概念を有するものであるが、平安末期から鎌倉時代初期にかけての時代においては、かかる土地所有の形態はまだ形成途上にあつたと考えられるのであつて、その具体的な形態は勧農権という、より農業経営に密接した概念で表現されていたのである。このことは、領主制の発展段階が、その時代の農業生産の具体的な水準と編成方法にきわめて有機的に関連しあつていたことを直接的に示しているのであるが、いずれにせよ太良保司が歴史的に掌握してきた勧農権とは下地進止権の根源形態にほかならないことが明らかにされうるのであつて、こう

した領主の勧農の沙汰が先にのべた久富保公文秦為辰の行為に直接つながることは明らかであろう。秦為辰が保内にたいして行つた勧農の沙汰とは、たんに荒田開発という原初的な労働の遂行によつて終結したものではもちろんなく、延応年間に定宴が行つたごとく、農業生産の基礎が不安定なままに逃亡をくり返していた領内の耕作農民に対する農料の下行、あるいは年々の勧農帳の作成以下、より日常的具体的な農業経営の管理にまでおよんでいたことが考えられるのである。

別名の設置許可にさいして、荒野の開発を条件にした国衙は、「国益」と「公益」を、つまり開発田地からの年貢徴収を意図していたことが明らかである。したがつて別名領主の荒田開発とは、国衙の徴税を保証するための一条件となるものであり、それは必然的に国衙からの別名領主にたいする農業経営の具体的な管理の委譲をともなわざるをえないものであつた。「保内を沙汰する」というのは、かかる勧農の沙汰に最も明瞭にあらわれ、かかる農業経営の管理、つまり勧農の沙汰を具体的に遂行することにこそ、国衙の徴税を保障するための在地領主の真のはたらきが存したと考えられるのである。別名成立にともなう荒田開発事業の請負は、在地領主が国衙に対して請負つた勧農の沙汰の具体的な一形態にほかならないのである。

別名の一般的成立とは先にみたように旧来の郷の分割による国衙徴税領域の再編成として大田文に反映するのであるが、これは同時に、別名領主に対する国衙の勧農沙汰権の具体的な分割委譲を意味するものであり、かかる勧農権＝領内沙汰権の具体的な遂行とつみかさねのうちにこそ、在地領主の領内農民に対する統制力の強化と下地進止権を具体的に把握する過程が進行していくのである。こうした点から勧農権の具体的な取得にこそ在地領主制の真の意味での出発点が存したといえるのであり、別名の成立がその具体的な劃期をなしたことはいうまでもなかろう。別名の領主・保司・公文・下司等の領内に対するそれぞれの所職で表現される権限は、かかるものとしての在地領主制の生誕を示すものにほかならないのであり、若狭国大田文には、かかる在地領主制の形成がもたらした国衙領の再編成のあとが如実にきざみこまれているのである。

① 承保二年四月二八日播磨国赤穂郡司秦為辰解案（「平安遺文」

一一一三号）。

② 承徳二年二月一〇日播磨大掾秦為辰譲状案（「平安遺文」一三八九号）。

③ 嘉保二年五月一日宇佐大宮司下文案（「平安遺文」一三四五号）。

④ 仁平元年四月八日常陸国留守所下文（「平安遺文」二七二七号）。

⑤ 承保二年三月一六日播磨国赤穂郡司秦為辰解案（「平安遺文」一一〇九号）。

⑥ 宝治元年一〇月二九日関東下知状案（東寺百合文書エ一一一三）。

⑦ 正中二年若狭国太良荘所務条々目安（東寺百合文書ヒ五五一六五）。

三　別名の構造

以上によつて別名の成立事情を考察したが、このような別名の性格は従来辺境型の名といわれてきたものにも共通すると考えられる。そこでまず辺境の名の内部構造について、前稿の不備な点をおぎないつつ、同じく肥前国佐嘉御領を例にとつて少しく考察を加えてみよう。①

嘉禄三年にこの佐嘉御領内の末吉名小地頭高木南三郎季家が惣地頭の蓮沼三郎忠国に得分を押取られるという事件がもちあがつた。ここで考察の対象にするのは、このとき「当御領内」に「あまた候」小地頭（＝名主）一三人が書きあげた「当御領済例之次第」である。惣地頭蓮沼三郎忠国はこの「済例之次第」を破つて小地頭達の反撃をうけたのであるが、それによると小地頭の得分は次のように記されている。

小地頭得分②

加地子　町別五斗付定得田

給田免田筆貴田等　随名々有之

於田畠在家等者、小地頭所進退領掌也

すなわち佐嘉御領の名には、「名々に随つて」小地頭（＝名主）の得分をなす「給田免田筆貴田等」の存することがまず明らかである。それと共に名内にはかかる小地頭の給分をなす特別区域のほかに、一般の田地＝定得田が存し、そこにおける小地頭の得分は町別五斗の加地子米であつたことが明らかである。この定得田については町別五斗の小地頭得分のほかに、領家・惣地頭・国方等の諸賦課がかかつていたことが前後の記載により明らかにされている。したがつて最後の「於田畠在家等者、小地頭所進退領掌也」というのは小地頭がこれらのものを進退領掌しつつ、

領家・惣地頭・国衙等のそれぞれの収取を保証するように名内を沙汰する権限＝勧農権を広範に委譲され、あるいは獲得していたことを示すものにほかならないのである。そしてかかる収取の対象であつた定得田こそが、名が上級領主の収取の単位であることを保証する存在にほかならなかつたといえるのである。いわゆる辺境型の名の内部構造は一般に右のごときものであつたと考えられるのであるが、若狭のごとくはるかに畿内に接近した地域に成立した別名についても右の事情は同一である。例えば若狭国大田文にみる今富名について考えてみよう。この今富名は田数五五町余に達し、その規模の壮大なことはまさにいわゆる辺境型の名に匹敵するものがあり、その構成母胎は富田郷三七町余を主体として志万郷・西郷・東郷・三方郷・青郷等、大飯・遠敷・三方という若狭国の三郡すべてにわたるものである。大田文の記載に従つて国衙の立場から今富名五五町余を眺めると、除田（＝不輸田）は三四町余、定田（＝応輸田）は二〇町余になり、その所当米は一二一石余に達する。除田三四町余のうち一四町余は人給田であり、不作河成が七町余、残りは寺社田である。人給田一四町余の内訳は、在庁時定給七町、在庁時継給三町、在庁時方給三町、公文給一町、職掌給三反となつている。「若狭国税所今富名領主代々次第」[3]をみるとこの今富名の領主は稲庭権守時定であつたと記されている。別稿でくわしく述べるように、右の時継・時方等はこの稲庭権守時定の一族であつた。[4]以上がざつとした今富名の概観であるが、ここにこうした別名が基本的にみて別名領主の給田と、国衙の応輸田（＝定田）とによつて構成されていた事情が明らかであろう。稲庭権守時定は今富名領主として、名内に対する勧農権を具体的に行使し、国衙が定田からその所当米一二一石余を徴収しうるよう名内を沙汰したものと考えられる。また今富名に公文給一町が存することからみて、領主時定のもとでこの今富名公文が実際の沙汰にあたつたとも考えられるのである。

以上、肥前国佐嘉御領の名と若狭国今富名の例からわかるように、両者の構造は基本的にみて全く同一であり、その名主の権限・役割についても、前者が小地頭とよばれ、後者が領主といわれこそすれ、同様のものであつたことが明らかであろう。しかしながら、かかる両者の同一性も、あくまで基本的にみてのものであつて問題をさらに具体化

すれば両者の間になお相異が存するのである。辺境の名と、若狭のごとく畿内により接近した地域の別名とが内部構造において異なるとするならば、その差異はおそらく定得田＝応輪田の構成にあつたと考えられる。つまり後者が別名内部にさらに名構成を成立せしめているのに対し、辺境の名にはかかるものがなく、在家構成が一般的であつたという事情であろう。別名の内部にさらに名があつたという事情は別名が純然たる名のみならず、保等々を含み、これらがすべて同一構成を示していることからも当然推測されるところであるが、次の種友名の事例はこのことを確認するものであろう。

種友名⑤

請申　別名方見作田所当御米等式数事

合

定田四十三町一段卅代　除神田寺田御佃并立券給田定

従名　六十三人

所当　（中略）

右件見作田所当御米并従名等式数支配請々分明也、於今者為別名、更不可致未進懈怠（下略）

仁安二年十二月　日　　左馬允菅原在判

右にみるごとく、平安末期において別名種友名四三町余が、従名六三人を従えていたことが明らかである。「従名六十三人」という表現から種友名の内部にさらに名構成が成立していたか、あるいは成立する直前にあつたと考えてよかろう。左馬允菅原は、種友名において未進懈怠なきことを誓い、かかる六三人の名主達に対して勧農の沙汰を行う権限を委譲されたものと考えられる。これにはんし、辺境の名はその内部に在家構成を成立せしめており、名内の耕地はかかる在家農民の請作にまかされていたと考えられるが、彼等の耕作権は、その耕作田地が名構成をとるにいたつていないという点でなお薄弱であつたと考えてよかろう。ただ若狭国の別名においても、安行名一町五反二〇歩・四郎丸名二町八反九〇歩・七郎丸名九反二六〇歩などというのは、その規模からして二重の名構成をとつたとは考えられないのであつて、両地域の名の構造的差異をあまり固定化して考えるわけにはいかないのである。先にみた今富名五五町余などは、その規模からみても当然名の二重構成が存在したであろうが、大田文に数多くみられる数町歩程度の別名にあつては、その請作者が名主の地位を獲得していた

か否かはかなり疑わしいからである。したがつてここでは、両地域の名が先にみたごとく基本的には同性格のものであつたことを強調しておきたい。なぜなら、前掲別稿に詳述するとおり、若狭国の別名の領主達と辺境の小地頭が鎌倉時代において極めて類似した政治上の地位と行動とを示しているからである。

① 拙稿「地頭領主制と在家支配」(『中世社会の基本構造』所収)。
② 嘉禄二年二月日肥前国佐嘉御領小地頭等言上状(佐賀文書纂龍造寺文書乾「大日本史料」五編ノ三)。
③ 若狭国税所今富名領主代々次第(「新校群書類従」巻五・補任部)。
④ 「若狭における領主制の展開」『日本史研究』に収載予定。
⑤ 仁安二年一二月日左馬允菅原某請文案(白河本百合文書八六、平安遺文三四四四号)。

四 別名体制

すでに考察してきたごとき、歴史的意義と構造とをもつて一般的な成立をみせた別名は、国衙の全体制のなかでいかなる地位をになつていたのであろうか。若狭国の別名についてまず注目されるのは、その成立状態に明瞭な地域的偏差が存したことである。若狭国国衙領にみる九ヶ所の郷について、その田数(定田と除田)・定田数(郷分の応輸田)・所当米・成立せしめた別名数のそれぞれを表示すると第二表のごとくである。これら各郷の田数は大田文作成者が考慮したかぎりでの各郷の本来的田数であるが、それが一定度の歴史的変容をうけたのちの田数であつて、真の意味での本来的な数値とみなしがたい点を考慮しなければならないとは云え、常識的に考え

第二表　別名成立の状態

郡	郷	別名	定田	所当米	田数
大飯郡	青郷	5	24.7	166.2	60.8
	佐分郷	1	64.2	386.6	120.3
	本郷	0	81.0	525.2	116.8
遠敷郡	富田郷	24	6.3	41.5	128.7
	志万郷	28(29)	0.9	5.5	139.5
	西郷	27	13.5	87.0	177.5
	東郷	10(11)	5.4	35.8	88.7
三方郡	三方郷	7	7.1	42.8	50.9
	耳西郷	0	51.2	231.6	72.6

備考　田数の単位は町；所当米の単位は石。いずれも小数点二位以下切捨。志万郷・東郷の別名数については別名西郷を入れると(　)内の数値になる。

て、成立せしめた別名数の多い郷程、そして定田数・所当米の少ない郷程、郷自体のうけた変容と分解が激しく進行したとしてよいであろう。遠敷郡に属する富田郷・志万郷・西郷・東郷と大飯郡・三方郡に属する各郷とのあいだには明瞭な差異がみられるのである。すなわち郷の分解と別名の成立は、若狭国衙の所在地であり、若狭国の中央部を占める遠敷郡に圧倒的に多く、西部の大飯郡と東北部の三方郡はそれにくらべてはるかに少なかつた事情が明らかである。

このような地域的偏差を示しつつ広範な成立をみせた若狭国の別名に対する国衙の領主権はいかなる性格のものであろうか。大田文にみえる各所領の右肩には後に朱註が書き加えられており、その時現在の各所領の所属が確認されている。これによると若狭国六七国衙領の多くは「国領」と記されて、その国衙領たることが再確認されているのであるが、例えば太良保については「領家、東寺、歓喜寿院領御寄進」となつている。これは太良保が国衙領から歓喜寿院領になり、さらに東寺に寄進された事情をそのまま伝えているものである。[1] 太良保は鎌倉時代を通じて幾度か収公されるが、そのときには東寺にかわつて国衙が年貢徴収を行つている。[2] ここで注目したいのは、加斗加納二四町余に付せられた「領家、国衙与円満院雑掌相論、当時雑掌沙汰」という朱註である。加斗加納二四町余というのは、おそらく賀斗庄四〇町の加納田として成立し、それを国衙が収公して国衙領の加斗加納二四町余が成立したものと推測されるのであるが、文永二年以後、再び国衙と円満院の間に紛争がおき「当時雑掌沙汰」といわれているのである。ところで、国衙が円満院からとりもどそうと努めた加斗加納二四町余の領主権が、ここに「領家」と表現されていることを見落しえないのである。円満院との相論でもし国衙が勝利をおさめていたならば、そこにおける国衙の領主権の内容は、まさに「領家(職)」と表現されてしかるべきものであつたことが明らかであろう。太良保が「国領」と記される代りに「領家、東寺、歓喜寿院領御寄進」と記されていることも、まさしく右の事実を示すものにほかならない。ここから考えて、若狭国衙の各国衙領に対する領主権は一般にそうは呼ばれなくとも、荘園制的な「領家職」という言葉で表現されうるごとき内容を備えていたことが

明らかであろう。

若狭国で明らかにされる別名の成立には、さまざまの経路が考えられる。例えば先にみた加斗加納もそうであるが、また若狭国別名のうちに佐古出作四町余が存する。これは加斗加納の場合と同じく佐古庄七〇町余の出作田が国衙によつて収公されて成立したものと考えられ、東出作二町余というのもおそらく同様のものであつたと推定される。第二の経路として若狭国に点在した寺社が、その地位を利用して成立せしめたと推定される別名の存在もある。例えば、妙法寺二町七反二〇〇歩は除田七反二〇〇歩、定田二町で、その国衙に対する所当米は一四石になるが、除田のうち五反は「寺用」と記されており、残りは不作である。妙法寺はその寺田のうち、定田二町に関しては国衙に対して勧農の沙汰を請負い、除田のうち五反を寺用免田として管理したものと考えられる。こうした事例はこのほか、宮同松林寺一〇町余・八幡宮三町余・賀茂社四町余等が考えられ、これらはいずれも、国衙に対する応輸田と寺社免田とからなつている。八幡宮三町余については朱註に「禰宜職、国衙与税所相論、税所沙汰」とあり、本来の形態は八幡宮の禰宜が国衙に対して神田内の勧農の沙汰を請負つたものであることがわかる。

以上のごとき、別名成立経路の多様性はそれ自身大きな問題をはらむものであるが、これだけでは、第二表にあきらかなごとき、国衙の周辺に別名が多いという特殊事情を説明しえない。そこでどうしても国衙の体制転換そのものに焦点をむけざるをえないのである。すでにみたように今富名五五町余については、名内に最大の在庁時定給七町を有する在庁官人稲庭権守時定が領主として存在していた。このことから考えて、岡安名（在庁尚康給三町）、千与次名（文所秦宛給一町五反）、武成名（在庁時直給三町）、清貞名（在庁知民給三町）、是光名（在庁資宣給三町）、利枝名（在庁兼民給三町）、光里名（在庁時継給三町）、得永名（在庁時通給三町）、吉松名（田所給三町）、時枝名（文所秦宛給一町五反）等は、今富名と同じくそれぞれ括孤内に記したような在庁給をそのうちに含んでいることからみて、それぞれ在庁官人が領主として領内沙汰権を掌握していた別名であると考えられる。以上のごとき別名と同様に雑色名（国雑色等九人給七町）、御厩名（御厩舎人九人給七町）、国掌名（職掌近末給三反）、織手

名（織手武元給一町）、細工保（番匠給・鍛冶給・槍物給等）等の別名も、それぞれ括孤内に記したごとき国衙の下級構成員達の給田をうちに含んでおり、それぞれの名称がその成立の由来を物語つている。こうした国衙構成員の職掌をその名に冠した数多くの別名の存在は、ただちに今富名が「税所今富名」と称されていたさきの事実を思いおこさせる。大田文では「今富名」としか記されていないものが、他の史料によつて「税所今富名」とも称されていたとするならば、これがまた「税所名」とも称されうることが先の事例から当然考えられるのである。そうすれば先の在庁官人達の有した数多くの別名も、例えば吉松名が田所名であり、千与次名・時枝名が文所名であるというように、すべてそれぞれの職掌をもつて呼ばれうるものであつたことが考えられるのである。以上のごとき名称を有する別名の存在は「凡そ庁目代、若しくは済(税)所の案主、健兒所・検非違所・田所・出納所・調所・細工所の修理等、若しくは御厩・小舎人所・膳所・政所の或は目代或は別当、況んや田使・収納・交易・佃・臨時雑役等の使」③といつて新猿楽記が列挙した理想的在庁所の構成が、若狭国においてそれぞれの職掌にしたがいつつ、全体制的に旧来の郷を分割せしめ、数多くの在庁別名を成立させていつたことを示すものにほかならない。およそ一国の在庁所があげて右のような体制をとるにいたるとき、旧来の郷の分割は徹底的におしすすめられざるをえないのであつて、遠敷郡志万郷のごとく、本来ならば田数一三九町余に達する郷であるのに、二八の別名を成立せしめ、郷分の応輸田はわずか九反にすぎないといつた事態が出現したのである（第二表）。

以上述べたように、在庁官人として若狭国衙をその結集点とする在地土豪達は、国衙内部における職掌に従いつつ全体制的に旧来の郷を分割せしめ、数多くの在庁別名を成立させていつたのである。在庁官人というのはかかる在地土豪達の被る衣にほかならなかつた。しかもなお、かかる在地土豪達は在庁官人として国衙公権につながるところにその成長の一根拠を見出していたのであり、国衙は彼等の連合体制としての性格を深化しつつあつたのである。先に表示した若狭国国衙領各郷における別名の成立状態は、国衙領がかかる封建的構成へと傾斜する過程がほかならぬ国衙の所在地遠敷郡を中心として進行した事情を明らかに示

しているのである。

以上のようにして成立した国衙領の体制を私は「別名体制」と名付けることにする。別名体制下における国衙は、その本来的な国衙公権の重要なる一機能を喪失し、これを勧農の沙汰権として別名領主達に委譲せざるをえなくなりながら、なおかかる在地領主層をその公権のもとに結集させつつ、全体制的な転換をとげていくのである。そしてかかる国衙公権の一部を勧農権として現実的に取得することによつて、郡郷司の中世領主化とあいまちつつ在地領主制は国衙領においてはじめてここにその歴史的展開の法的根拠を獲得するにいたるのである。かかる在地領主制が国衙のもとにおいてその封建的性格を深化し始めることによつて、同時にまた国衙権力そのものの簒奪と組織化によつて、封建制が成熟する一つの歴史的可能性が芽生えはじめるのである。

① 仁治元年十月日教王護国寺三綱等解状（東寺百合文書御一―七）。

② 建武元年八月日若狭国太良荘百姓実円重陳状（東寺百合文書ゑ一〇―一六）。

③ 新猿楽記（「新校群書類従」文筆部巻一三六）在庁所については、竹内理三氏「在庁官人の武士化」を参照。

結　語

日本における封建制の形成過程を荘園体制の枠内にしぼることなく、ながい間、研究史上の盲点をなして来たともいえる国衙領を中心として考察していくと、大要次のごとく云うことができると思う。

㈠平安末期において、旧来の郷の分割と別名の成立が国衙周辺部を中心として一国的規模で広範に進行していつた。別名とは別符名の謂であり、これらには名のほかに保・浦・寺社・出作加納等さまざまな名称が、それぞれの事情に応じて付せられていた。こうした別名は年貢徴収の単位であるとともにまた領主の勧農の領域でもあつた。

㈡別名の成立と同時に在地領主制は、その歴史的展開を開始するにいたつた。別名の成立とは、国衙勧農権の実際上の分割・委譲を必然的にともなつていたという意味において大きな歴史的意義を有するものである。勧農権とは下地進止権の根源形態をなすものにほかならず、それは時代の進展とともに下地進止権へと転化しつつ、在地

領主制の最も重要な存立基盤をなしたものである。

(三)別名の領主達は、領内の年貢収取を国衙に対して保障する責任をもたされその責任を遂行するため、領内の農業経営全般を実際に管理・統轄し、沙汰する権限＝勧農権を獲得していた。彼等は領内に対するみずからの勧農権を相伝の「私領」となし、これを拠点にして領内農民を組織しつつ漸次在地領主制を展開させていつた。

(四)別名の成立事情にはさまざまな経路が考えられるが、その主な推進主体は国衙の在庁所に拠点をおく在庁官人達であつた。彼等はおのおのの職掌にしたがいつつ全体制的に旧来の郷を分割し、数多くの在庁別名を成立させていつた。かくして彼等は在庁官人であるとともに一個の在地私領主としての性格を兼ね備えるにいたり、ここに国衙を中心に、一国的規模のたしかさで封建的構成への傾斜が開始されるにいたつた。

（一六〇頁より）

——讃岐宮保存遺物——坂出鎌田博物館——城山——金山峠古墳、ハカリゴウロ石塚——白峯寺——国分台無土器文化遺跡——石清尾山古墳群（猫塚、姫塚、石船塚、鏡塚、北大塚）——高松市すべり山出土弥生式土器（高松市立美術館）。参加者は有光教授ほか八名。

京都府与謝郡加悦町字温江（あつえ）　埴輪円筒棺の調査

加悦町東方の丘陵の西斜面で埴輪円筒棺が発見されたので、京都府教育委員会の委嘱をうけて、京都大学文学部西谷真治助手が一一月二五、二六日に調査した。円筒棺が発見された位置には、墳丘らしいものもなく、また付近にも古墳はみあたらなかった。棺は朝顔形埴輪の口径部をとりさったもので、長さ九二センチ、底部の径三五～三八センチある。両端に平石をたてて蓋をしていた。副葬品はまったく発見されていない。

京都市北区大宮町　瓦窯址の発見

大宮小学校の北側で、水路工事によって瓦窯址が破壊されつつあるという報知があつたので、京都大学文学部横山浩一助手が一二月一日に調査した。遺構は発見できなかったが、周囲の地形から平窯と推定される。平安時代の瓦を採集した。

monopolistic capital's control of politics is given up by the city capitalists and the workers who are both inclined to the interest politics. The Boss *Ruef's* administration appears as a mediator of the struggle in these three groups, dischargesits function of public welfare, which became urgent then, by means of private interests, bribery or buying-over, and is an illegal form of politics to fill the blank without coming public system or principle which operates this society.

The Formation of the Landlord System in *Kokuga's* 国衙 Territory

by

Kyôhei Ôyama

As in a period of the *Kamakura* 鎌倉 era in the *Wakasa* 若狭 country, the *Kokuga's* 国衙 territory in the middle ages occupied as large a territory as the manors did. This large *Kokuga's* 国衙 land changed largely itself by the dissolution of '*Gô*' 郷, the former tax-collection area, and by the newly establisheing '*Betsumyô*' 別名 at large since the end of the *Heian* 平安 era. The formation of *Betsumyô* resulted in the systematically authorized execution of *Kannô-ken* 勧農権, or right for promoting agriculture, by its lords to the peasants within the domains. As time went on, after the beginning of the *Kamakura* 鎌倉 era, this right was transformed into the *Shitaji-shinshiken* 下地進止権. Then the formation of *Betsumyô* means the concrete birth of the landlord system itself, and it motivated the inclination for systematically feudalistic constitution by the *Kokuga's* land, as a result of each member of *Kokuga* dividing the former *Gô* and forming many *Zaicho-betsumyô* 在庁別名 by changing the *Kokuga's* system according to each charge at the end of the *Heian* era.

The Minor Races in the Northern Laos

——especially on the *Yao* 傜 race——

by

Keiji Iwata

Each race, such as *Lao, Meo* 苗, *Yao* 傜, *Ga-Mu* (*Pu-Ten*) and